

平成22年度税制改正要望項目一覧

国土交通省

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設〔法人税〕              | D |
| 2 | 建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設〔所得税、法人税〕        | D |
| 3 | 都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設〔所得税〕   | F |
| 4 | 都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設〔法人税〕   | F |
| 5 | 都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設〔登録免許税〕 | F |
| 6 | 特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設〔所得税〕        | F |

注）※は複数の府省庁による共管項目である。

- |    |  |   |
|----|--|---|
| 7  | 特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設〔法人税〕        | F |
| 8  | 特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設〔登録免許税〕      | F |
| 9  | ※事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長〔所得税〕                 | F |
| 10 | ※事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長〔法人税〕                 | F |
| 11 | ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充〔所得税〕                 | F |
| 12 | ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充〔法人税〕                 | F |
| 13 | 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長〔所得税〕 | D |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- |  |   |
|--|---|
| 14 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長〔所得税〕                 | B |
| 15 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長〔所得税〕                      | B |
| 16 ※試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除（R&D）<br>〔所得税、法人税〕     | C |
| 17 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設<br>〔所得税、法人税〕 | — |
| 18 ※SPCの導管性要件の一部見直し〔法人税〕                             | B |
| 19 ※過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び延長<br>〔所得税、法人税〕   | C |
| 20 ※非居住者等が受け取る振替社債等に係る利子の非課税措置の創設<br>〔所得税〕           | B |
- (適用期限(3年)の設定、  
対象債券や対象者の範囲  
の限定等の条件付で)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 21 ※非居住者等が受け取る振替社債等に係る利子の非課税措置の創設  
〔法人税〕 B  
(適用期限(3年)の設定、  
対象債券や対象者の範囲  
の限定等の条件付で)
- 22 ※住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置等の拡充・延長  
〔贈与税〕
- (1) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例の要望 B  
(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の要望 D
- 23 ※産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税  
の特例措置の延長〔登録免許税〕 C
- 24 ※Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕 B
- 25 国土調査法第32条の2第1項による代位登記の非課税措置の拡充〔登録免許税〕 A
- 26 認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減〔登録免許税〕 A  
(適正な維持管理を担保  
する方策の確立を条件に)
- 27 マンション建替事業に係る特例措置の延長〔登録免許税〕 A  
(適用対象から「(建替後の)  
再建マンションに関する権利」  
に係る登記を除外)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 28 独立行政法人4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合等に伴う税制上の所要の措置〔所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税〕 F
- 29 交通バリアフリー設備の特別償却制度の拡充及び延長〔所得税、法人税〕 A  
（来年度においてバリアフリー政策と合わせ、廃止を含めた抜本的な見直しを行うことを前提に1年間に限り延長）
- 30 ※中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長〔所得税、法人税〕 C
- 31 外航日本人船員に係る所得税の軽減制度の創設〔所得税〕 D
- 32 ※地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の拡充〔所得税、法人税〕 D
- 33 国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長〔登録免許税〕 A  
（軽減税率を3/1,000（現行2.5/1,000）に引き上げた上）
- 34 外資埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産に係る特例措置の創設〔登録免許税〕 D

注）※は複数の府省庁による共管項目である。

- |    |  |   |
|----|--|---|
| 35 | 関西国際空港株式会社に係る登記についての特例措置の延長〔登録免許税〕         | D |
| 36 | 独立行政法人海上災害防災センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設〔登録免許税〕 | F |
| 37 | ※環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例措置の拡充〔自動車重量税〕     | E |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

国土交通省

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| 1 ※建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置〔所得税、法人税〕                             | X                          |
| 2 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（既成市街地等からそれ以外の地域への買換え等）の縮減〔所得税〕 | X<br>(取下げについて)             |
| 3 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（既成市街地等からそれ以外の地域への買換え等）の縮減〔法人税〕 | X<br>(取下げについて)             |
| 4 ※給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止〔所得税〕                      | X<br>(既適用者について所要の経過措置を講じる) |
| 5 中心市街地において一定の優良な賃貸住宅を建設する場合の減価償却に係る特例措置の延長〔所得税〕             | X                          |
| 6 中心市街地において一定の優良な賃貸住宅を建設する場合の減価償却に係る特例措置の延長〔法人税〕             | X                          |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- |    |   |   |
|----|---|---|
| 7  | 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税標準の特例措置（空港周辺整備機構）<br>〔所得税〕                             | X |
| 8  | 短期譲渡所得の課税標準の特例措置（空港周辺整備機構）〔所得税〕   | X |
| 9  | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除<br>（空港周辺整備計画）〔所得税〕                   | X |
| 10 | ウェルカム税制（国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置）<br>〔所得税、法人税〕                         | X |
| 11 | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除<br>（空港周辺整備計画）〔法人税〕                   | X |
| 12 | 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の課税標準の特例措置（空港周辺整備機構）<br>〔法人税〕                         | X |
| 13 | 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を<br>実施する路線の用に供する土地・建物に係る特例措置〔登録免許税〕 | X |

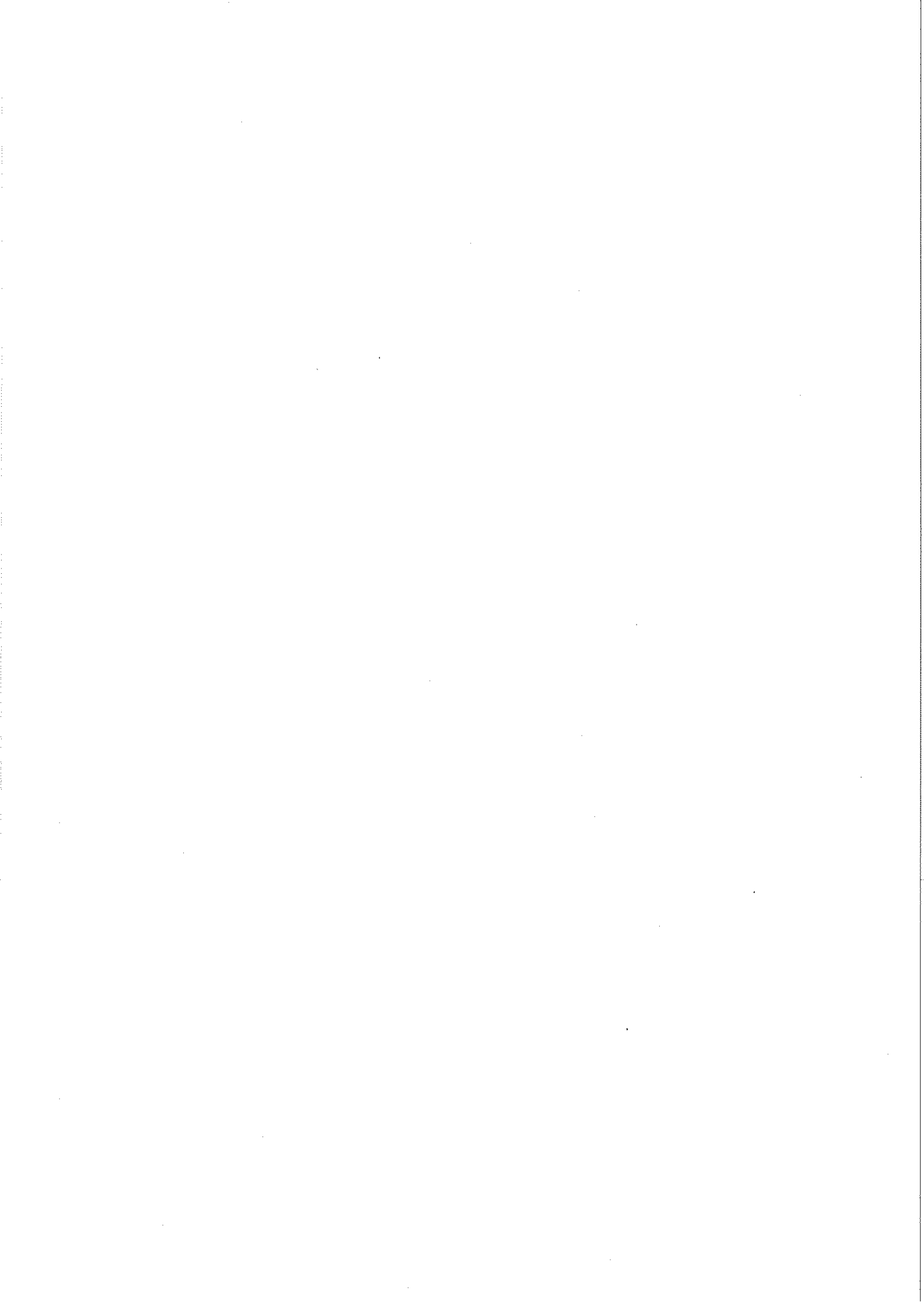
注) ※は複数の府省庁による共管項目である。



14 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（空港  
周辺整備機構）〔所得税〕 X

15 土地の譲渡等がある場合の特別税率（空港周辺整備機構）〔法人税〕 X

注）※は複数の府省庁による共管項目である。



平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【国土交通省】

- |  |   |
|--|---|
| 1 環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設<br>〔法人住民税〕  | D |
| 2 建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設<br>〔個人住民税、法人住民税〕  | D |
| 3 都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特<br>例措置の創設 〔不動産取得税〕   | F |
| 4 特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創<br>設<br>〔個人住民税、法人住民税、不動産取得税〕   | F |
| 5 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄<br>附金制度の創設 〔法人住民税、事業税〕   | — |
| 6 独立行政法人4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研<br>究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合等に伴う税<br>制上の所要の措置<br>〔法人住民税、住民税（利子割）、事業税、不動産取得税、固定<br>資産税等〕 | F |
| 7 特定地域における一般乗用旅客運送事業の適正化に伴う事業所税<br>の非課税措置の創設 〔事業所税〕  | D |
| 8 外航日本人船員に係る住民税の軽減制度の創設<br>〔個人住民税〕   | D |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

9	スーパー中樞港湾において指定会社等（民営化会社）が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の創設 〔固定資産税、都市計画税〕	A
10	独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設 〔不動産取得税、自動車取得税〕	F
11	※SPCの導管性要件の一部見直し 〔法人住民税、事業税〕	B
12	駅の乗継円滑化のための大規模改良工事により取得する鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充 〔固定資産税、都市計画税〕	D (既存措置も 廃止)
13	鉄道軌道輸送高度化事業費補助金等を受けて取得する安全性向上設備に係る課税標準の特例措置の拡充 〔固定資産税〕	D
14	※環境性能に優れた自動車に対する税制の適用範囲の拡大 (1) 自動車取得税 ・エコカー減税の取扱い ・エコカー減税等の対象に中量車を追加 (2) 自動車税	— B D
15	スーパー中樞港湾において外貿埠頭公社から指定会社等（民営化会社）が取得するコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の拡充 〔固定資産税、都市計画税〕	F
16	※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充 〔固定資産税〕 ①延長  ②拡充	A (1年)  F
17	駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕 ①延長  ②拡充	A (1年)  F

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 18 ※環境負荷の小さい自動車等に係る税率の特例措置の拡充及び延長<br>〔自動車税〕       |                                       |
| ①適用期限の延長  | C                                     |
| ②クリーンディーゼル乗用車の追加                                  | D                                     |
| ③プラグインハイブリッド自動車の追加                                | A                                     |
| 19 国内線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長<br>〔固定資産税〕      | C                                     |
| 20 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長<br>〔不動産取得税〕      | B                                     |
| 21 ※除害施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長<br>〔固定資産税〕         | 優良更新施設は対象から除外し、特例率を2/3から3/4に縮減の上<br>A |
| 22 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔不動産取得税〕      | A                                     |
| 23 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔固定資産税〕 | 特例率を1/2から2/3に縮減の上<br>A                |
| 24 ※認定長期優良住宅に係る軽減措置の延長<br>(1) 固定資産税               | 今後1年間で新築住宅特例の見直しと併せて検討していくことを条件に<br>A |
| (2) 不動産取得税  | A                                     |
| 25 ※住宅に係る省エネ改修促進税制の延長<br>〔固定資産税〕                  | 今後1年間で新築住宅特例の見直しと併せて検討していくことを条件に<br>A |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

26 マンション建替事業に係る課税標準の特例措置の延長 〔不動産取得税〕	F
27 防災街区整備事業により従前の権利者に与えられる一定の規模の 防災施設建築物に対する特例措置の延長 〔固定資産税〕	A (1年)
28 ※新築住宅に対する固定資産税の減額措置の適用期限の延長 〔固定資産税〕	今後1年間で優良 ストック重視 への見直しを検 討していくこと を条件に A
29 新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置の延 長 〔不動産取得税〕	A
30 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税 の特例措置の延長 〔個人住民税〕	D
31 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長 〔個人住民税〕	B
32 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長 〔個人住民税〕	B
33 ※住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長 〔固定資産税〕	今後1年間で新 築住宅特例の見 直しと併せて検 討していくこと を条件に A
34 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置の延長 〔固定資産税〕	A (1年)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- |   |                  |
|---|------------------|
| 35 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔固定資産税、都市計画税〕 | A                |
| 36 補助を受けて整備する鉄軌道駅の耐震補強事業により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長 〔固定資産税〕                    | A<br>(1年延長の上、廃止) |
| 37 J R 貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る課税標準の特例措置の延長 〔固定資産税〕                 | C                |
| 38 J R 貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために第三セクターから借り受ける鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔固定資産税〕           | B                |
| 39 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により J R 貨物が取得した家屋に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔不動産取得税〕       | A<br>(2年延長の上、廃止) |
| 40 ※低燃費かつ低排出ガス車に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔自動車取得税〕                                    | —                |
| 41 ※最新排出ガス規制適合ディーゼル車に係る税率の特例措置の延長<br>〔自動車取得税〕                                 | A                |
| 42 バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る非課税措置の延長 〔自動車取得税〕                            | A                |
| 43 ※中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度及び税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長 〔法人住民税、事業税〕                | C                |
| 44 外航用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長<br>〔固定資産税〕                                    | A<br>(恒久化)       |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- |   |   |
|---|---|
| 45 スーパー中枢港湾において外資埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔固定資産税、都市計画税〕        | 特例率を22・23年度は3/5、24年度は4/5等とした上<br>A<br>(3年延長の上、廃止) |
| 46 ※廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔固定資産税〕                                | B   |
| 47 成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産に係る課税標準の特例措置の延長<br>〔固定資産税、都市計画税〕                   | 特例率を2/3から3/4に縮減の上<br>A                            |
| 48 東京国際空港（羽田空港）再拡張事業を推進するための国有資産等所在市町村交付金に係る特例措置の取得期限の延長<br>〔国有資産等所在市町村交付金〕 | A<br>(1年)   |
| 49 ※地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長<br>〔固定資産税〕                                 | D   |
| 50 運輸事業振興助成交付金の継続<br>〔軽油引取税〕  | D   |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。



既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【国土交通省】

- |   |  |               |
|---|--|---------------|
| 1 | 建設廃棄物の再資源化施設等に係る課税標準の特例措置<br>〔固定資産税〕                         | X             |
| 2 | まち再生促進税制における地区外転出者への課税の特例措置<br>〔不動産取得税〕                      | Y             |
| 3 | 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転に伴い取得する住宅又は住宅用地に係る課税標準の特例措置<br>〔不動産取得税〕 | X             |
| 4 | 給与所得者等が使用者から住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限〔個人住民税〕                | X<br>(国税と同条件) |
| 5 | 独立行政法人都市再生機構が不動産を取得する場合の課税標準の特例措置〔不動産取得税〕                    | X             |
| 6 | ※阪神・淡路大震災の被災者が取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置〔不動産取得税〕                   | X             |
| 7 | 阪神・淡路大震災の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置<br>〔固定資産税、都市計画税〕                 | X             |
| 8 | 阪神・淡路大震災の被災家屋に代わる代替家屋に係る軽減措置<br>〔固定資産税、都市計画税〕                | X             |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- |   |   |
|---|---|
| 9 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道再生事業を実施する路線に係る非課税措置及び課税標準の特例措置、鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る非課税措置〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕 | X |
| 10 軽自動車検査協会の検査事務の用に供する固定資産の課税標準の特例措置〔固定資産税、都市計画税〕   | X |
| 11 小型船舶検査機構の業務用固定資産の課税標準の特例措置〔固定資産税、都市計画税〕  | X |
| 12 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の選定事業として整備される公共荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕              | X |
| 13 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税標準の特例措置（地附則33の3Ⅱ、租特法28の4Ⅲ②、租特令19Ⅸ①）の廃止〔個人住民税〕   | X |
| 14 短期譲渡所得の課税標準の特例措置（地附則35Ⅲ、租特法28の4Ⅲ②、租特令19Ⅸ①）の廃止〔個人住民税〕   | X |
| 15 国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置〔不動産取得税〕  | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。